

## 産業医科大学著作権取扱規程

(目的)

**第1条** この規程は、産業医科大学（以下「本学」という。）における論文、著書、プログラム等の著作物の取扱いに関し必要な事項を定め、著作物の適正な取扱い及び管理を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において「著作物」とは、論文、著書、講演、プログラム、データベース、映像等で教育、研究、診療等の学術的事象を創作的に表現したものをいう。

2 この規程において「研究等」とは、次項第1号に規定する教職員等については、その者の教育、研究、診療等の職務（国、地方公共団体、独立行政法人日本学術振興会、各種団体若しくは法人又は個人から受け入れた研究費又は奨学寄附金による教育、研究、診療等を含む。）をいい、同項第2号に規定する教職員等については、その者の契約の範囲である教育、研究、診療等（その補助を含む。）をいう。

3 この規程において「教職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 学校法人の役員及び学校法人と雇用関係にある者（教職員、嘱託職員、研修医等をいう。）

(2) 非常勤職員、学外研究員の受入れに関する達（平成18年産医大内達第10号）第2条第2号に規定する訪問研究員、大学院生等の本学において研究等に携わる者

4 この規程において「著作人格権」とは、著作者の権利を保護するものであり、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法律」という。）第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。

5 この規程において「著作権」とは、著作物に対する財産的権利であり、法律第21条から第28条までに規定する権利をいう。

(権利の帰属)

**第3条** 著作物のうち、著作人格権及び著作権が著作者に帰属するのは、教職員等が研究等の結果又はその過程で著作し、個人の名義で著作又は公表された著作物（プログラムの著作物を除く。）をいう。

**第4条** 著作物のうち、著作人格権及び著作権が学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）に帰属するのは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 教職員等が研究等の結果又はその過程で著作し、学校法人又は学校法人の組織（講座、研究室等）の名義で著作又は公表された著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その権利帰属に

ついて、契約等による定めのないもの

(2) 教職員等が研究等の結果又はその過程で著作したプログラムの著作物で、その権利帰属について、契約等による定めのないもの

(3) 前2号の場合において、当該著作物が学外の機関との共同研究の結果又はその過程で著作されたものであるときは、著作人格権の帰属及びその行使、著作権の持分とその行使及び著作物の管理等について、学校法人与当該学外の機関とで協議することにより決するものとする。

(4) 学校法人は、学外の機関の長との間で、前号の協議結果に基づく権利帰属等の契約を締結するものとする。

**第5条** 著作物のうち、著作人格権は著作者に、著作権は学校法人に帰属するのは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 著作者が著作権を学校法人に譲渡することを申し出た著作物で、学校法人が当該著作権を保持する必要があると認めたもの

(2) 著作権を学校法人に帰属させることを特別の条件として指定され、著作された著作物  
(利用許諾)

**第6条** 第3条に規定する著作物は、契約等による定めのない限り、その利用許諾を著作者が行う。

2 第4条及び前条に規定する著作物は、契約等による定めのない限り、その利用許諾を学校法人が行う。

3 学校法人の施設の外観、授業風景等の映像等の著作物は、契約等による定めのない限り、その利用許諾を学校法人が行う。

(著作物の届出)

**第7条** 教職員等は、第4条及び第5条第2号の規定に該当する著作物を著作したときは、著作物届出書(様式第1号)を、第5条第1号の規定により、著作権を学校法人へ譲渡するときは、著作権譲渡届出書(様式第2号)を産学連携・知的財産本部(以下「知的財産本部」という。)を經由し、理事長へ届け出るものとする。

(著作物の管理)

**第8条** 著作物の管理は、契約等による定めのない限り、原則として著作者又は当該著作物の著作人格権を有する者が適正に行うものとする。

2 第4条に規定する学校法人に著作権が帰属する著作物について、当該著作権の利用許諾、譲渡等について、著作者へ学外から申込みがあったとき又は著作者が学外へ当該著作権の利用許諾を希望するときは、知的財産本部へ連絡をしなければならない。

(創出者等への権利譲渡等)

**第9条** 学校法人は、著作者が退職、兼業等により自らの著作した著作物を利用することによって当該著作物の普及等を推進しようとする場合には、著作者への当該著作権を譲渡する等の特別な措置を講じることができる。

(補償金)

**第10条** 学校法人は、学校法人に帰属する著作権の利用許諾、譲渡等（以下「運用」という。）により収益を得たときは、当該著作物の学内著作者（著作物を著作した教職員等をいう。以下同じ。）に対し、当該収益（印刷等運用にかかった諸費用を除く。以下同じ。）に100分の40を乗じて得た額を著作権運用補償金（以下「補償金」という。）として支払う。

2 前項の場合において、当該学内著作者の所属講座等には、収益に100分の10を乗じて得た額を研究費として交付するものとする。

3 学校法人は、学内著作者が2人以上の場合には、前2項に規定する金額を当該学内著作者で合意した割合に応じて支払う。この場合、学内著作者は、学内著作者同士で補償金を受ける権利持分について合意した文書を提示しなければならない。

4 前3項に規定する補償金及び研究費の額は、毎年1月1日から12月31日までの間に学校法人が得た収益を基とし、支払の通知及び手続等は、知的財産本部が実施する。

(退職後の扱い)

**第11条** この規程は教職員等がその身分を失った後（以下「退職等」という。）も適用する。

**第12条** 第10条に規定する補償金を学内著作者が受ける権利（以下「受益権」という。）及び第10条第2項に規定する学内著作者の所属講座等に交付される研究費は、当該権利を有する学内著作者が退職等した後も存続する。

2 学内著作者は、その受益権を学内著作者が指定した者又は法的に当該学内著作者の権利を承継する者に譲渡又は承継させることができる。

3 学内著作者が死亡したときは、相続人が受益権を承継する。

4 前3項に規定する退職等した学内著作者及び受益権を譲渡され、又は承継した者は、知的財産本部からの通知先を変更するときは、直ちにその旨を知的財産本部に届け出なければならない。

5 前項に規定する届出がないときは、学校法人は補償金を支払わないことがある。

**第13条** 教職員等が退職等した後の著作物の管理は、当該教職員等が所属していた講座等に引き継ぐものとする。

(補則)

**第14条** この規程に定めるもののほか、著作物の取扱いに関し必要な事項は、別に定めることができる。

**第15条** この規程で定める学外の機関との契約書については、当該契約書の内容作成を知的財産本部が実施する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日より前に著作された著作物については、この規程は適用しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行日より前に著作された著作物の著作権が、この規程の施行日以後に第5条第2号の規定により当該著作権が学校法人に譲渡されたとき又は著作者及び知的財産本部が必要と認めたときは、この規程を適用する。

#### 附 則（平成26年3月27日規程第22号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号

様式第2号